

[演題 7]

刑務所における作業療法の実際と役割 ～PFI刑務所に勤務する作業療法士へのインタビュー調査より～

田中 菜摘¹⁾, 森川 孝子²⁾

1) 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 作業療法学専攻 4年次生

2) 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 作業療法学専攻

1. はじめに

平成24年度版犯罪白書によると一般刑法犯の検挙人員30万5631人のうち、精神障害者は1533人(前年比15.6%増)、精神障害の疑いのある者は1558人(同0.1%増)であり、精神障害者等(精神障害者及び精神障害の疑いのある者)の比率は、1.0%であった。一部の医療刑務所や一般刑務所、PFI刑務所では、作業療法士が職業訓練や教育プログラムを実施したり、作業療法を実施するようになりはじめた。筆者は中でも精神疾患や障害を持つ受刑者に対する作業療法について興味を持った。そこで、本研究の目的は刑務所における作業療法はどのようなことが行われているのか、また、作業療法士の役割について、インタビュー調査により明らかにすることである。

2. 方法

(1) 対象者

本研究の対象は、刑務所または少年院に勤務する作業療法士3名とした。

(2) 方法

方法はインタビュー調査を行った。現在、刑務所における作業療法の実施内容、作業療法士の役割、刑務所における作業療法の可能性などについて半構造化面接を行い、回答を得た。場所は15号館7階作業療法学専攻ゼミ室にて実施し、その際に対象者の同意のもと、ボイスレコーダーにて録

音した。なお、倫理的配慮として、事前に本研究の趣旨と内容について口頭及び書面により説明し、書面により同意を得た。なお、本研究は「神戸学院大学総合リハビリテーション学部ヒトを対象とする研究等倫理委員会」の承諾を得て実施した(承認番号1321026)。

(3) 分析

インタビューにて録音したデータを文章化し、それぞれの質問に対する回答ごとに分類し、「刑務所における作業療法の実際と役割」に焦点をあてて分析した。

3. 結果

(1) 対象者の属性

本研究の対象者はPFI刑務所の一つであるA刑務所に非常勤職員として週1～2日勤務する作業療法士は3名(男性2名、女性1名、38歳～50歳)、経験年数は平均17年(15年～21年)であり、すべての対象者は精神科病院にて勤務していた経験があった。A刑務所以外の勤務は、作業療法養成校、少年刑務所、発達障害者の施設等に勤務し、刑務所で勤務を主な仕事としている者は1名であった。

(2) 刑務所における作業療法について

インタビュー調査の結果から、以下の回答が得られた。

- ① 作業療法の対象疾患：医師より作業療法の処方が出される疾患は精神発達遅滞、統合失調症、脳血管障害、広汎性発達障害などが主であり、

主罪名は窃盗、放火、障害・殺人、薬物犯罪などであった。処方理由としては、刑務所での日常生活に問題がある、刑務作業にうまく適応できない、集団により実施される改善指導での効果が期待できず、個別での関わりが必要というものが多かった。

- ② 作業療法の流れ：個人作業療法は、面接や観察、検査にて身体的機能、認知機能、精神症状、作業遂行機能、コミュニケーション能力、興味・関心等の評価を行い、治療プログラムを立案、実施されていた。治療は刑務官立ち会いの下、1対1で行い、場所は個室、中庭、体育館などであった。実施記録は関係部署に回覧されていた。また、作業療法士は週に1度、障害を持つ受刑者に関わる職員で行われる会議にも参加し、職員間で情報共有を行っていた。
- ③ 作業療法の活動種目：作業療法で実施される種目は、社会復帰に向けたもの、心理教育、ADL・IADL訓練、社会生活技能訓練、創作活動、運動などであった。また、受刑者への直接的なアプローチだけでなく、刑務官などの人的環境を整えたりすることもあった。
- ④ 刑務所での作業療法士の役割：刑務所での作業療法士の役割を分析した結果、【受刑者の状態の評価】、【受刑者の社会復帰に向けての治療・教育】、【他職種に本人の病状や実施内容を説明】、【他職種と連携する】の4つのカテゴリーに分類された。

4. 考察

本研究は刑務所内での障害受刑者に関わる作業療法士の実践、役割について記述した。作業療法白書によると、作業療法の対象、評価内容については精神科作業療法と大きな違いはなかったが、評価方法として標準化された検査を多く実施していることがわかった。これは、刑務所内で疾患や障害に対する知識が少ない他職種と連携する上

で、対象者の状態や変化などについてわかりやすく伝えるためであると考えられる。また、活動内容については社会復帰に向けて教育的プログラムや心理教育が多く用いられ、楽しみを目的とされる活動は今回の回答では得られなかった。あくまで症状の改善に対して作業活動を行うというものであり、楽しみ、余暇活動という観点からは離れているものであると考えられる。

刑務所での作業療法士の役割は主に【受刑者の評価】【受刑者の社会復帰に向けての治療】【他職種に本人の病状や実施内容を説明】【他職種と連携する】の4つにカテゴリー化することができた。作業療法では、【受刑者の評価】にて受刑者の障害や能力を評価し、【社会復帰に向けての治療】を行う。それらの情報を随時、【他職種に本人の病状や実施内容を説明】していた。刑務所では病院と違い、医療従事者以外の職種も多く、対象者の障害や症状が理解されにくい場合がある。特に医療知識の少ない刑務官は、障害を持つ受刑者を「問題を起こす人」、「ルールを守らない人」と捉えがちである。そこで作業療法での評価結果や治療経過をもとに受刑者がまずは受刑生活に適應できるよう、関係者に疾患や障害について説明し、理解を求めることで、刑務官の受刑者への対応が変化しているのではないかと考えられる。このように【他職種と連携する】ことで、限られた環境から多面的に対象者を捉え、適切な治療を行っていけると考える。

本研究の限界は、インタビュー対象者が同一施設に限られており、かつ、人数も少なく限定された結果であることが挙げられる。

5. 謝辞

本研究にあたり、インタビューに快くご協力くださいました作業療法士の皆様に心から感謝申し上げます。